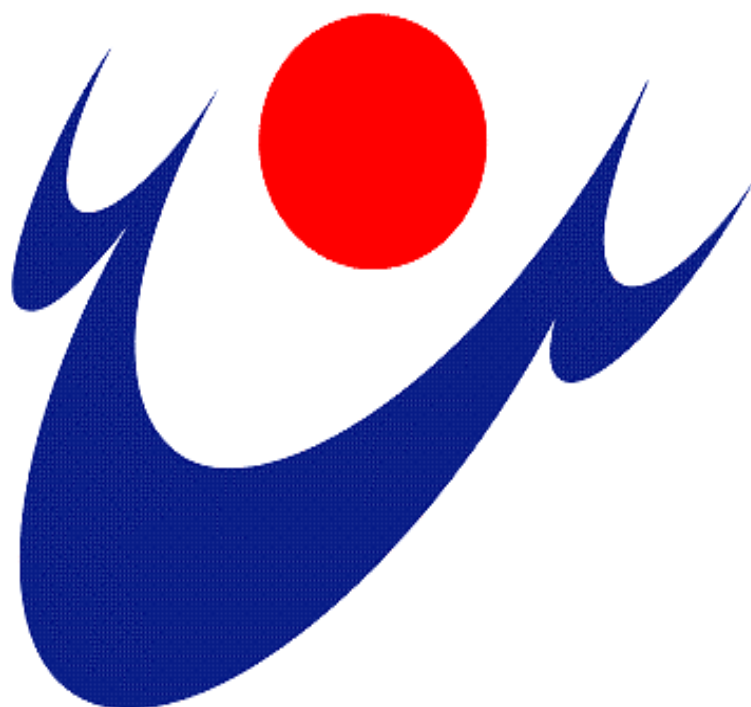


第4期日置市教育振興基本計画

～郷土ひおきの資源を生かした「風格ある教育」の推進～



令和7年3月

日置市教育委員会

第4期教育振興基本計画の策定に当たって

市教育振興基本計画は、平成18年に改正された教育基本法の規定に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定し、日置市教育委員会では市教育振興基本計画に基づいて教育行政の諸施策を推進してまいりました。第3期計画の策定から、すでに5年が経過したことから、評価委員会における評価や以下に述べる本市の教育的課題解決に向けた基本的な考えと国・県の教育振興基本計画に示された2つの大きな教育に対する要請を見直しの視点とし、第4期計画を策定しました。

本市教育振興計画の基本的な考え方は「教育の不易と流行」です。教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない教育の「不易」です。また、教育の普遍的な使命を実現するためには、社会や時代の新しい流れや未来に向けて解決すべき課題、すなわち「流行」を取り入れることが不可欠です。本市ではこれまで「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」を目標に掲げ、様々な教育施策の充実を図ってきており、第4期計画においてもこれを継承します。

国・県の示す大きな教育課題の1つ目は、「持続可能な社会の創り手の育成」です。将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てることや主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成が求められています。

2つ目は、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」です。多様な個人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させるとともに、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協調性、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育むことが求められています。

こうした基本的な考えと教育に対する新たな要請を踏まえ、これまでの計画を基本に新たな視点を加えて第4期計画を策定しました。第4期計画では、これまで取り組んできた「風格ある教育」の推進を軸としながらも、新たな教育の目指す方向や私たちを取り巻く喫緊の教育課題を解決することに重点を置き、施策体系の一層の強化を図りました。

結びに基本目標である「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」の実現に向けて、諸施策の推進に努めてまいります。

令和7年3月 日置市教育委員会

<目次>

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 本市の教育環境

- 1 これまでの取組の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 デジタル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 グローバル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 5 経済・社会的課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 6 地球規模での環境課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 7 価値観や生活様式の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 8 地域課題の多様化・複雑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 9 S D G s の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 10 本市の子供たちを取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (1) 児童生徒数・学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (2) 学力・・・12
 - (3) いじめ、不登校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - (4) 規範意識・・・14
 - (5) 基本的生活習慣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - (6) 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - (7) キャリア教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - (8) 健康教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - (9) 安全・安心な教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (10) 家庭・地域の教育力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (11) 文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第3章 本市の基本方針

- 1 基本目標と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - (1) 基本目標・・・20
 - (2) 基本目標の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - (3) 施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (4) 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 2 具体的施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - I 魅力ある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - ア 児童生徒、家庭、地域にとって魅力ある教育活動の工夫改善・・・・・・・・・・・・・25
 - イ 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - ウ 社会的自立を段階的に支える特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・28
 - エ 学校教育のデジタル化推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - オ 教育の公民連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - カ 学校給食の適正かつ円滑な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 - キ 施設設備の計画的整備・適正維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - II ひおき版郷中教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
 - ア ひおきふるさと教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

イ 子ども会活動の充実	33
ウ ふるさと学寮・青少年リーダー研修の充実	34
エ 青少年の育成と社会教育活動への参加促進	34
オ おひさま運動の推進	35
Ⅲ 家庭の教育力の向上	37
ア 子ども支援センターの充実	37
イ 家庭教育の充実・支援	38
ウ 就学支援の充実	39
エ 保・幼・小・中・高連携の推進	40
オ 社会教育における人権教育の充実	41
Ⅳ 生きがいのもてるふるさとづくり（生涯学習）	43
ア 家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育の推進	43
イ 社会教育のデジタル化推進	43
ウ 市民総ぐるみの読書活動の推進	44
エ 生涯学習の充実・強化	45
オ 生涯学習推進体制の強化	46
Ⅴ 文化の薫るまちづくり	48
ア 文化活動の推進	48
イ 地域文化の継承・発展	49
ウ 文化財の保存・活用	50
Ⅵ 健康で活力のあるまちづくり	51
ア 児童生徒の体力向上に向けての取組の充実	51
イ 生涯スポーツの推進	52
ウ 日置市スポーツ協会の育成及び競技力の向上	53
エ スポーツ少年団の充実	53
オ 社会体育施設等の充実	54
Ⅶ 地球的な環境課題への対応	56
ア 環境教育の充実	56
イ 学校施設の地球温暖化への対応	56
ウ 災害時における避難対策の充実	57

第4章 計画の推進

1 計画推進の概要	58
2 具体的な推進	58

日置市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	59
日置市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	60

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法の基本理念等を実現していくため、教育基本法第17条の規定により策定されるものであります。本計画は、平成22年に策定した第1期日置市教育振興基本計画、平成27年に策定した第2期日置市教育振興基本計画及び令和2年に策定した第3期日置市教育振興基本計画の取組における課題や成果を基に、令和4年度に策定された国の第4期教育振興基本計画をはじめ、令和5年度に策定された鹿児島県教育振興基本計画を[※]参酌し、策定するものです。

【教育基本法（平成18年法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を[※]参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※参酌 他のものを参考にして長所を取り入れること。

また、本計画は、総合的なまちづくり計画として策定されている「日置市総合計画」をはじめとする、各種計画との整合性を図りながら作成されるものであります。

2 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度まで（5か年計画）の計画となります。

年度	H30	H31 R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国	第 2 期	第 3 期				第 4 期						
県	第 2 期	第 3 期					第 4 期					
市	第 2 期		第 3 期					第 4 期				

第2章 本市の教育環境

1 これまでの取組の成果

第1期、第2期及び第3期計画では、「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」を基本目標に、6つの施策の方向性の下、各種施策に取り組んできました。

その間、学校教育においては、「風格ある教育」の具現化に向け、小中一貫教育の推進を図り、「知」と「体」をつなぐ、「徳」を育む教育を展開しました。

「知」として「のびゆくひおきっ子事業」での研究公開や授業研究、各種調査結果を踏まえた学力向上に向けた取組、「体」として「チェスト行けひおきっ子事業」で体力・運動能力調査等結果の校種間共有や系統性を重視した体育学習を目指した指導法改善に取り組み、「運動好きな子供」を育てる取組を進めてきました。

また、「ひおきふるさと教育」で自然や歴史、伝統文化を体験的に理解させるとともに、児童生徒に「礼節」、「郷土愛」、「奉仕」といった道徳性を身に付けさせ、夢をもって未来を切り拓く資質・能力を育む取組を進めてきたところです。

計画の進捗については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検・評価を外部評価委員会において行い、その結果を議会へ提出するとともにホームページで公表しました。令和6年度までに32の全施策について点検・評価を行い、概ね「事業継続・充実が必要である」という評価となりました。

こうした取組や成果、社会状況を踏まえて、第4期計画を策定する必要があります。

2 人口動態

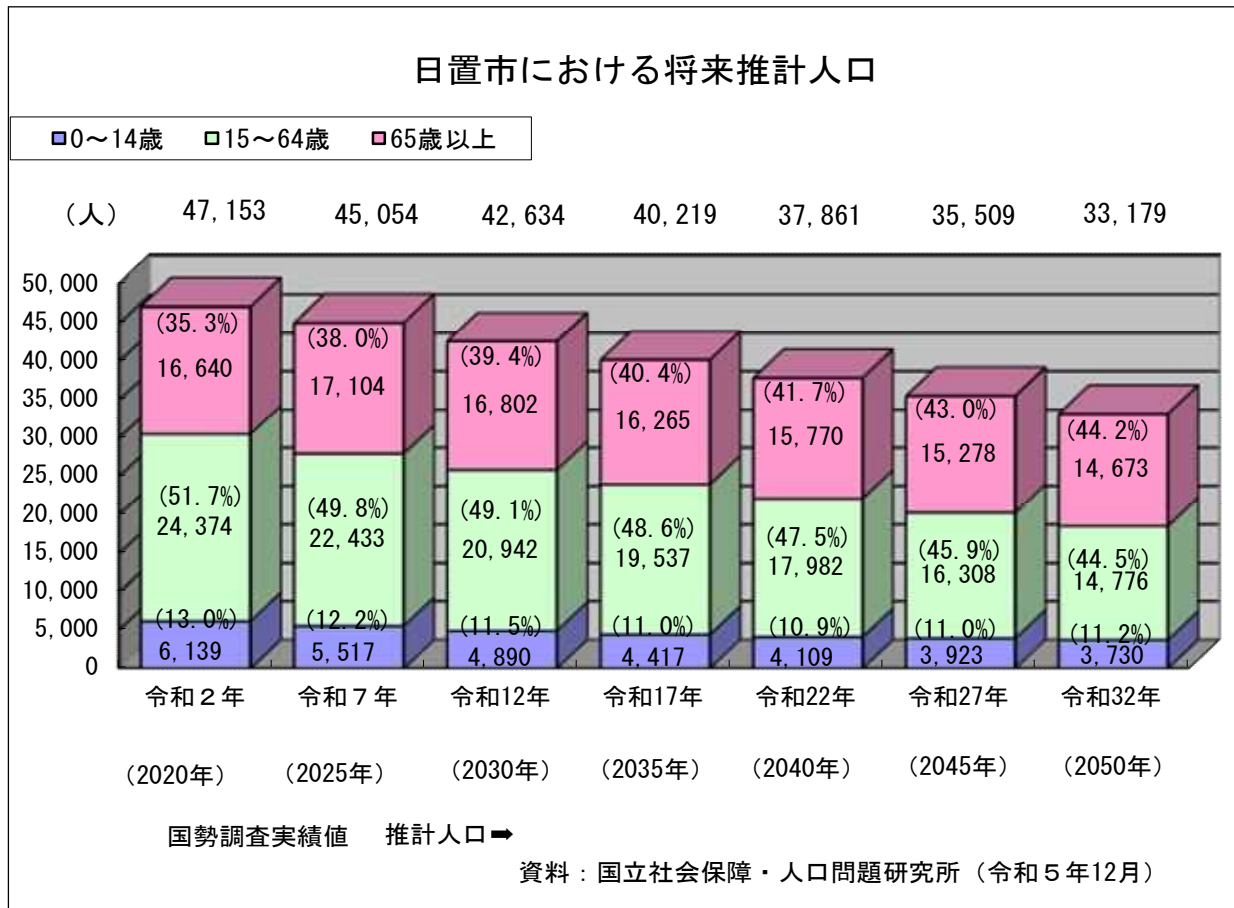
国立社会保障・人口問題研究所では、令和5年12月に、令和2年（2020年）の国勢調査をもとにした令和32年（2050年）までの30年間について、日本の地域別将来推計人口をまとめ公表しました。

その中で、都道府県別の将来推計人口において、前回推計（平成30年3月）より全ての都道府県で人口が減少する時期が10年遅くなり、令和12年（2030年）以降に総人口は全ての都道府県で減少し、前回同様に65歳以上の人口は大都市圏と沖縄県で大幅に増加する結果となっています。

また、市区町村別の将来推計人口でも、令和27年（2045年）の総人口は、約7割の自治体で平成27年（2015年）に比べ2割以上が減少し、また、65歳以上の人口が50%以上を占める自治体は、全自治体の3割近くに上るという結果でありました。

本市においても、全国平均同様減少傾向をたどり、全体的に65歳以上の割合が高く、64歳以下の割合が低い状況であります。14歳以下の人口は全国平均を超える割合となります。

【図－１】



3 デジタル化の進展

人工知能（A I）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる「[※]Society5.0」時代を迎えています。

我が国においては、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが課題として挙げられており、これらの解決のために I C T、A I、ロボットなどの活用が期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的な進展をもたらし、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（D X）、メタバースの活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においても I C Tを積極的に活用し、デジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

一方で、A Iやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す想像力や他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が一層求められることも予想されています。

さらに、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれた

※Society5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

り、意図せずに犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態も生じています。

情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けることや他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも引き続き課題となっています。

【表－１】

県内の児童生徒のインターネット接続機器の所持率 (単位：％)		
調査対象	令和２年	令和５年
小学校	42.0	79.5
中学校	75.1	94.8
高等学校	98.8	98.6
特別支援学校	40.2	68.1

資料：鹿児島県教育委員会が実施した令和５年度「インターネット利用等に関する調査」結果データから作成
※インターネット接続機器とは、携帯電話（スマートフォンを含む）、ゲーム機、パソコン、タブレット端末、携帯音楽プレーヤー等でインターネットに接続できる機器のうち児童生徒が自由に使用できるもののこと。

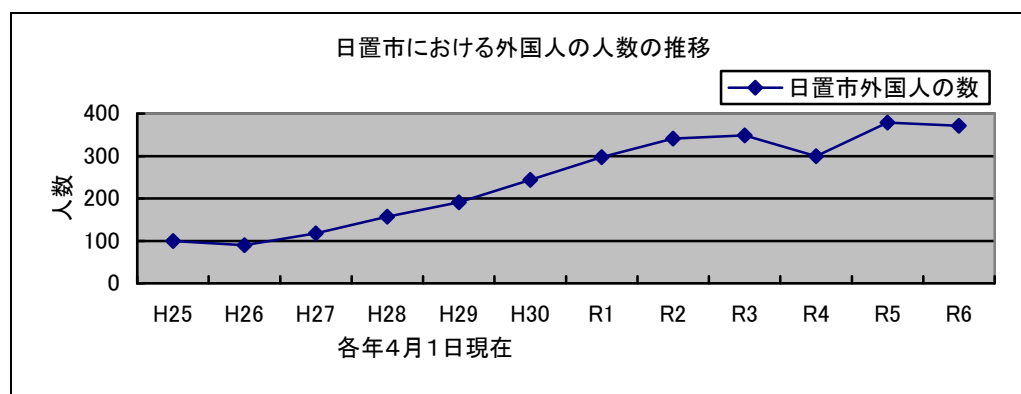
４ グローバル化の進展

情報通信技術の進展、市場の国際的な開放等により、人、物財、情報の国際的移動が活性化してきています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国においてもそれらの課題の解決に向けた取組が求められています。

我が国の子供たちは社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されており、社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であること、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要です。

また、本市においても、外国人労働者の増加やそれに伴う外国人児童・生徒の受入れなどの対応も課題となっています。

【図－２】



資料：市民課データより作成

5 経済・社会的課題

第3期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、国際交流事業をはじめとする人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、学校での集団学習が困難な状況となり、情報通信技術の活用による遠隔授業などの取組も一部実施されましたが、機器整備や人材育成の課題が浮き彫りとなりました。

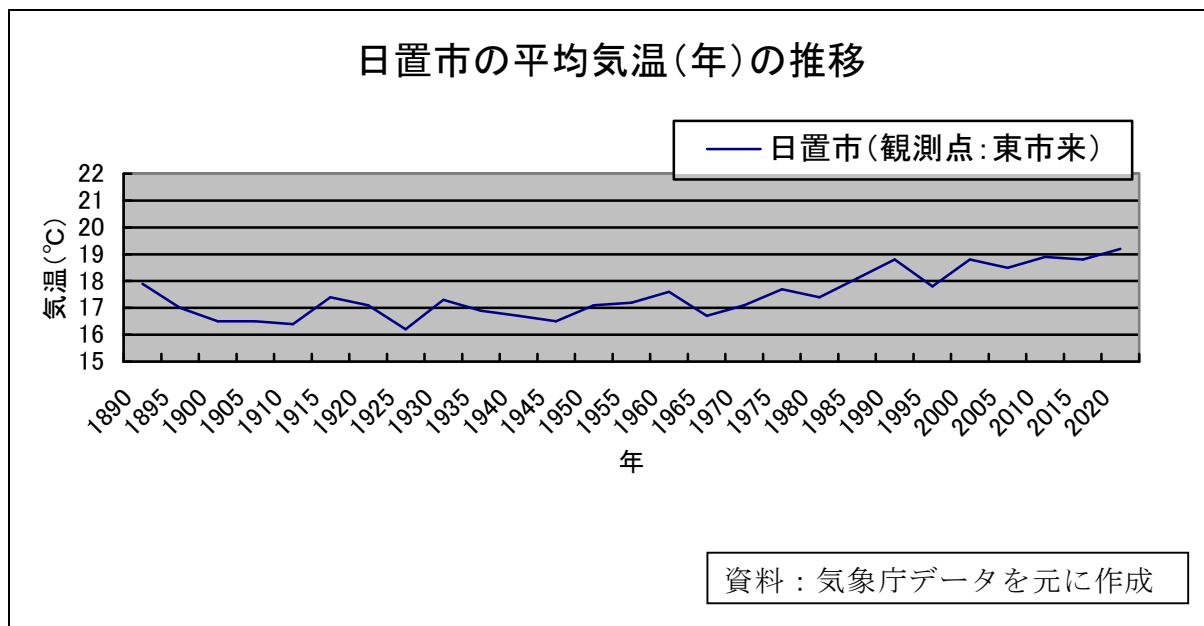
また、ロシアのウクライナ侵攻などによる国際情勢の不安定化は、国際経済の停滞、エネルギー価格や物価の高騰につながるなど日本経済にも大きな影響を与えることになり、本市においても学校給食費に係る保護者負担軽減を図るなど、その対策を講じています。

6 地球規模での環境課題

世界的な平均気温の上昇や平均海面水位の上昇などの地球規模での深刻な環境変化は、人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇に伴うエネルギー消費量の増大による温室効果ガスの排出が影響していると言われています。

本市では、令和3年6月に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「2050年ゼロカーボン・シティ宣言」を表明し、脱炭素に向けた取組を始めています。

【図－3】



7 価値観や生活様式の変化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。単線的な学びや進路選択を前提とした人生設計から一人一人が学ぶ時期や進路が複線化する人生設計へと転換することが予想されます。

さらに、核家族化、少子化などの家族形態の変化を背景に、地域のつながりの希薄化、一部で基本的な生活習慣や社会的マナーが備わっていないなど家庭や地

域における教育力についての課題が山積しています。こうした家族や地域の変化は、保護者が地域で孤立し、家庭教育に関する様々な悩みを抱え込むことにつながっていると考えられます。

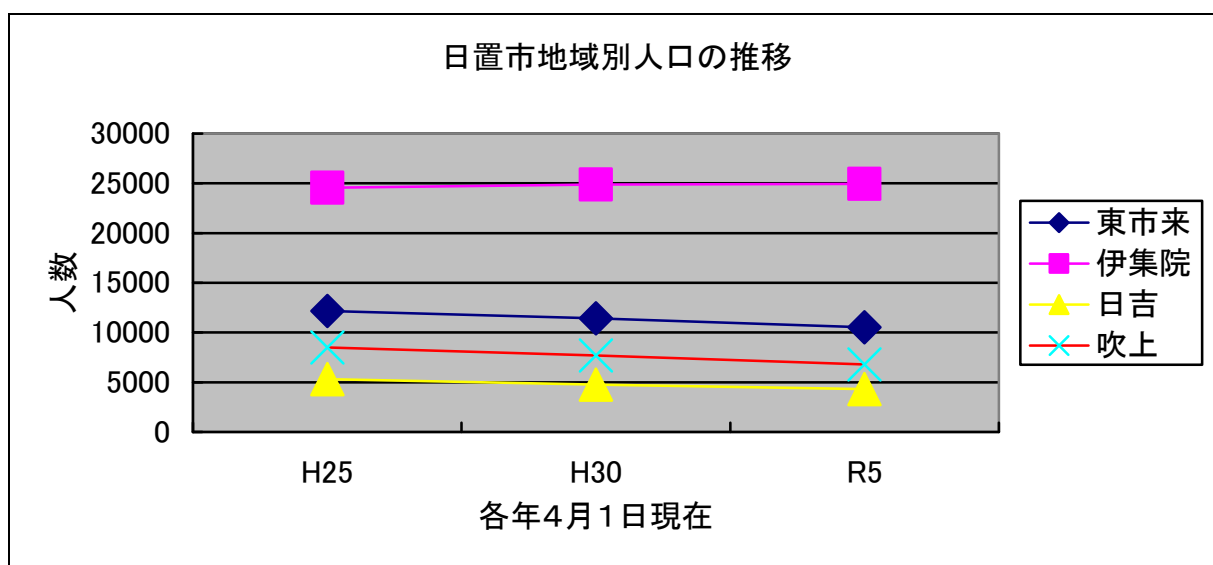
8 地域課題の多様化・複雑化

地域別の人口推移では、市全体では減少傾向にあるものの、伊集院地域は増加傾向にあります。特に伊集院小学校区では宅地開発が進み、今後もしばらくは人口増加の傾向が続く見込みです。しかしながら、市全体では少子高齢化は進み、産業における労働者不足、担い手不足が課題となっています。さらに、地域コミュニティである自治会でも役員のなり手不足や加入率の低下などの課題も見られます。

一方、行政は、公共施設の維持管理経費の増加など厳しい財政運営を強いられ、多様化する住民ニーズの全てに対応することが困難となっており、行政、地域、企業などの多様な主体との協働によるまちづくりが一層求められます。

学校施設については、老朽化の進行や特別教室等への空調設備導入、照明のLED化など対応しなければならない課題も山積しています。

【図－４】



9 S D G s の推進

持続可能な開発目標、いわゆるS D G s は、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において全会一致で採択された人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

S D G s を実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

【図－5】



※S D G s は、世界が抱える様々な課題を解決して、より良い未来をつくるために2015年（平成27年）に国際連合で採択された2030年（令和12年）までに達成を目指す17の国際目標です。

10 本市の子供たちを取り巻く現状と課題

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果から本市の児童生徒の傾向として、基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力ともに全国平均とほぼ同様の数値です。これらの育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力、規範意識の涵養、基本的な生活習慣の形成等が重要です。

一方、いじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実、ICT機器の活用など、環境整備も含めた課題への対応も必要となっています。

教職員がこうした課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるとともに、マネジメント力を有する校長のリーダーシップの下、様々な分野で活躍する地域の人材や地域で子供を育てる風土を生かしながら、地域として組織的かつ効果的な対応を行う必要があります。そして、子供・保護者・地域にとって学校が「魅力ある」場所であり、学校が全ての人にとって「学びづくり・生きがいくくり」の場としての役目を果たし続けていくことが大切です。

社会教育では、人生100年時代において、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予想されています。こうした社会の構造的な変化に対応するため、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

また、結婚、出産、育児、介護、病気、退職などのライフステージの変化に応じて生ずる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学び合い」を身近なものとするのが重要です。

さらに高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、全ての人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要があります。

このほか、少子高齢化や核家族化、国際化等、常に変化していく社会情勢の中で、家庭、地域の教育力の低下や地域コミュニティの希薄化等が課題となっており、学校、地域及び各種団体等と連携して家庭、地域の教育力を支える取組が必要です。

(1) 児童生徒数・学校規模

本市の児童生徒数は減少を続け、令和6年度は、小学校15校中、複式学級を有する小学校が8校、中学校6校中、1学年10名程度の生徒数の中学校が1校と学校の小規模化が進んでいます。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや教職員配置等の教育環境の整備が行き届かない現状もあります。

このようなことから平成26年4月に策定した日置市立小中学校の再編計画に基

づき、地域の実情に応じて、学校の統廃合や義務教育学校の設置を住民の意見を尊重しながら進めてきました。令和５年度末までに義務教育学校である日吉学園の設置や上市来中学校の閉校などで、一定の規模が確保されたところです。

公立小中学校の在り方は、これからの日置市を担う人材を育てるという視点から、学習面、スポーツ面、人間関係等、児童生徒に望ましい教育環境を提供することが重要ですが、過疎化・少子高齢化が進行する本市にあっては、運動会等の学校行事に地域住民が参加したり、学校職員が地域での活動に積極的に参加したりするなど、学校が地域のコミュニティ活動に一定の役割を果たしている面も見られるため、地域の実情に応じて、住民の意見を尊重しながら教育環境の整備を進めることが重要です。

一方で一部の小学校では児童数の増加が顕著で校舎を含めた環境整備に課題があります。引き続き、特認校制度の拡大などについて検討を進める必要があります。

(2) 学力

令和５年度鹿児島県学習定着度調査結果及び令和６年度全国学力・学習状況調査結果から、漢字の書き取りや基本的な計算の問題、社会や理科における基礎的・基本的な知識や技能については、概ね身に付いていると言えます。また、鹿児島県学習定着度調査において、小学校５年生と中学校２年生は、この２年間で県平均を上回り、全国学力・学習状況調査において、小学校６年生は、この５年間は全国平均を上回っています。【表－２、表－３、図－６、図－７】

しかし、文章と図等を関連付けて考えたり、目的に応じて必要な情報に着目して要約したりする問題や判断した理由を言葉や数などを用いて記述したり、説明したりする問題等には課題が見られます。

今後、思考力・判断力・表現力等を育てる学習活動を意図的に授業に盛り込み、学習者である子供たちが自ら考え、主体的・対話的に取り組む授業になるように、教員が教え込むだけの授業からの転換を一層進めていく必要があります。

【表－２】

【令和５年度鹿児島県学習定着度調査の結果】

学年	項目	国語	社会	算数・数学	理科	英語
小５	日置市平均	71.0	67.5	75.4	77.2	
	県平均	68.7	65.3	74.6	75.4	
	県を100とした割合	103.3	103.4	101.1	102.4	
中１	日置市平均	77.7	50.8	73.2	66.3	75.9
	県平均	75.9	54.4	74.3	59.2	77.0
	県を100とした割合	102.4	93.4	98.5	112.0	98.6
中２	日置市平均	67.2	62.4	68.7	66.8	71.3
	県平均	65.6	59.8	66.9	63.0	71.6
	県を100とした割合	102.4	104.3	102.7	106.0	99.6

(令和６年１月実施)

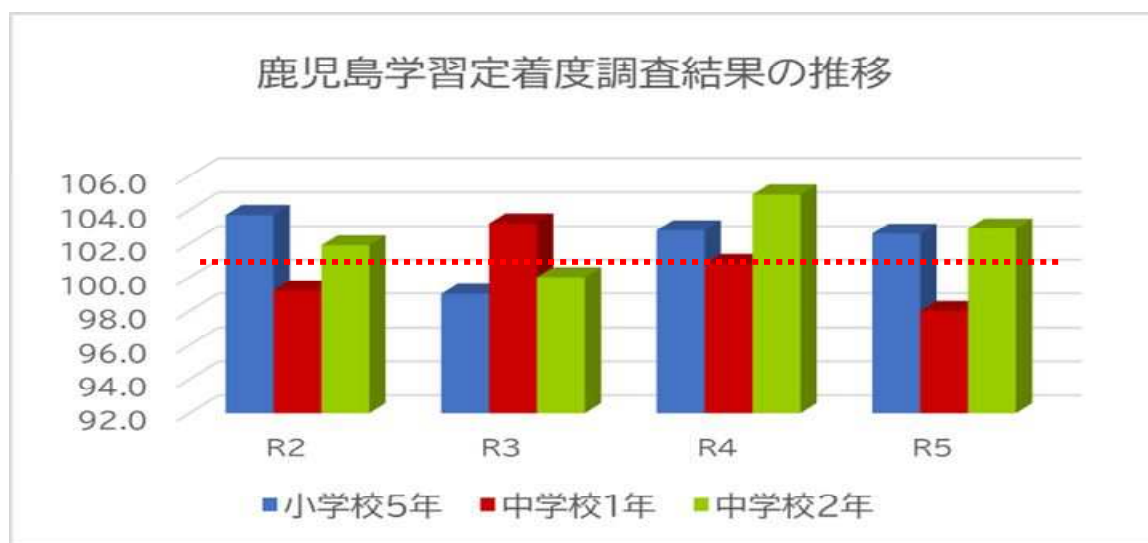
【表－３】

【令和６年度全国学力・学習状況調査の全体結果】

学年	項目	国語	算数・数学
小 ６	日置市平均	71	63
	県平均	69	62
	全国平均	67.7	63.4
	全国を100とした割合	106.6	99.1
中 ３	日置市平均	58	52
	県平均	56	50
	全国平均	58.1	52.5
	全国を100とした割合	99.8	99.0

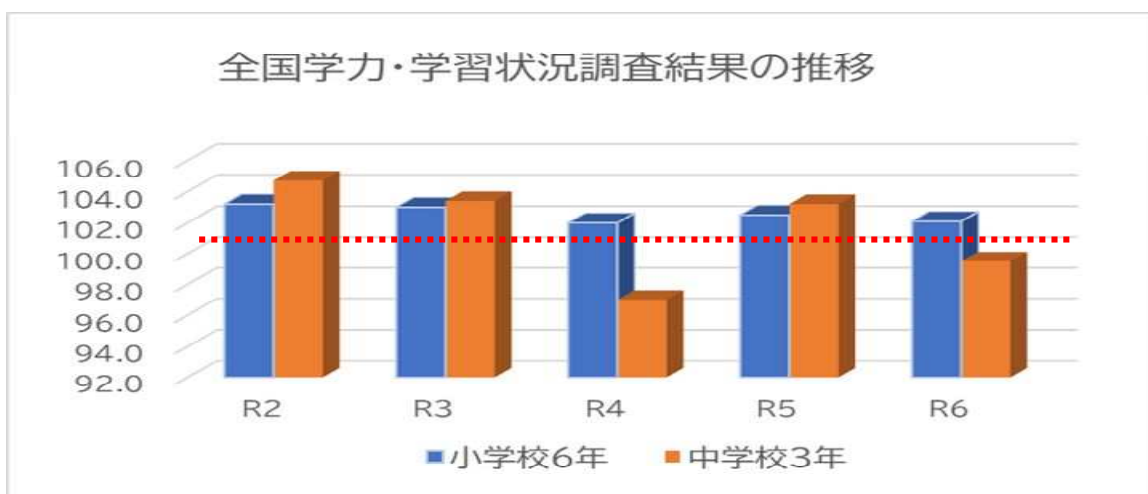
(令和６年４月実施)

【図－６】



※ 赤破線の100は県平均

【図－７】



※ 赤破線の100は県平均

(3) いじめ、不登校等

本市では、いじめの認知件数は、令和4年度小学校52件、中学校66件、計118件、令和5年度小学校37件、中学校43件、計80件と減少傾向にあります。しかし、スマートフォン、パソコン等を用いたSNSトラブル、ネットいじめ等が発生しており、情報モラル教育の充実を一層図っていく必要があります。

また、認知件数が0（ゼロ）であった学校においては、その事実を児童生徒や保護者に公表し、検証を仰ぐことで、1つでも多く発見し、指導の実践に取り組む必要があります。

今後も「いじめ発生0ではなく、いじめ見逃し0」を目指し、いじめの積極的な認知に取り組み、1つ1つの事案に対して、確実な事実確認と迅速かつ丁寧な対応をしていきます。

不登校については、全国的な傾向と同様、令和4年度までは小学校、中学校のいずれにおいても在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数が増加傾向にありました。令和5年度からは、児童生徒にとって集い学びたくなる「魅力ある学校づくり」を推進しています。授業を通して学ぶ楽しさを味わえるようにするとともに、学級や学校の中での「居場所づくり」や「絆づくり」に積極的に取り組んでいます。【表－4】

また、児童生徒の不登校の原因は多様化しており、不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、一人一人の状況に応じた支援計画（登校支援シート）をもとに、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭、関係機関と連携した取組を充実させる必要があります。

【表－4】

【本市不登校児童生徒数の推移（文科省「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による）】

（年度・人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	6	5	19	20	13	19	18	24	27	38	36
中学校	23	36	36	35	53	57	58	55	65	72	69
合 計	29	41	55	55	66	76	76	79	92	110	105

(4) 規範意識

平成18年に改正された教育基本法において、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標に追加され、平成19年6月に改正された学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度などを養うことが明記されました。

また、学習指導要領「特別の教科 道徳」においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むことが求められています。

令和6年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（※中学校は学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という質問に肯定的に回答した本市の児童生徒は、小学校で86.9%、中学校で89.7%、また、「学級会における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」という質問に肯定的に回答した本市の児童生徒は、小学校で85.4%、中学校で84.6%となっており、全て全国平均を上回る割合となっています。今後も引き続き、教育活動全般にわたり、規範意識の涵養を図ることが必要です。

(5) 基本的生活習慣

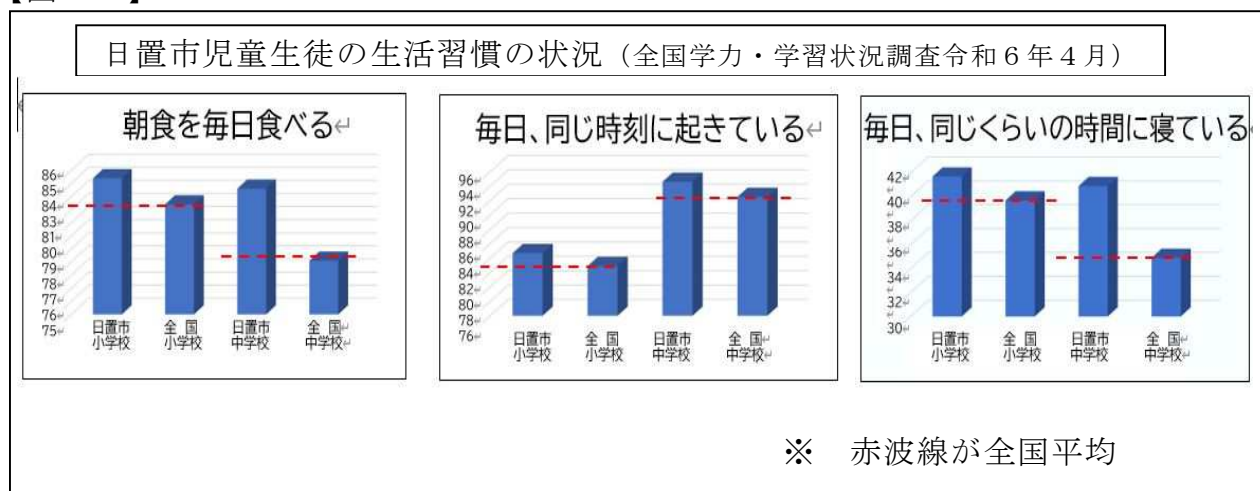
子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、昨今の状況として、このような基本的生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

令和6年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると本市の子供たちの「朝食を毎日食べる」と回答した割合は、小学校で85.4%、中学校で84.6%とともに全国より高くなっています。しかし、「毎日、同じぐらいの時刻に寝ている」と回答した割合は、小学校で41.7%、中学校で40.9%、「毎日、同じ時刻に起きている」と回答した割合は、小学校で58.5%、中学校で61.0%と十分な状況ではありません。

不規則な睡眠等、子供の生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと考えられます。

子供が、学びに向かう意欲をもち、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「早寝 早起き 朝ごはん」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが大切です。

【図－8】



(6) 特別支援教育

学校では学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の障がいのある児童生徒等（以下「特別な支援を要する児童生徒」という。）への適切な対応が求められています。

近年本市においても、保護者や地域の方々など社会全体で特別な支援を要する児童生徒への理解が深まり、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、ここ5年（令和元年度から令和5年度まで）で増加しています。【表－5】

また、「ことばの教室」、「まなびの教室」等の通級で学ぶ子供たちも増加傾向にあり、社会的自立に向け、継続的な支援の充実を図る必要があります。

さらに、特別な支援を要する児童生徒は、通常の学級にも多く在籍しており、個々のニーズに応じた適切な指導・支援を行うことで充実を図ることも大切です。

【表－5】

【特別支援学級数及び在籍児童生徒数の推移】

年度	小学校		中学校	
	学級数 (学級)	在籍児童数 (人)	学級数 (学級)	在籍生徒数 (人)
令和1年度	28	137	12	36
令和2年度	35	167	13	43
令和3年度	37	181	15	50
令和4年度	41	188	15	57
令和5年度	39	186	16	70

(7) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子供たちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が将来、社会人や職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与え、コミュニケーション能力を育成することや、夢や希望をもち目標に向けて努力する態度を育成することが重要です。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験学習・インターンシップ、企業経営者等の話を聞く機会の増加を図るとともに、事前・事後

の学習を充実させ、その後の学習に生かす必要があります。また、キャリア教育に関する会議等を通して、学校や地域、産業界と連携したキャリア教育の推進を図っていく必要があります。

(8) 健康教育

近年、生活環境の変化等により、食生活の乱れや不規則な生活、運動習慣の欠如等が指摘され、今後、子供たちに望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせる必要性が高まっています。そこで、栄養教諭による食に関する指導や養護教諭による保健指導等を通して、子供たちが自分自身の心や体の健康の充実を図ることが求められています。

また、児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等も見られ、全国的に体力・運動能力の二極化も課題になっています。

令和5年度に実施した本市児童生徒の体力・運動能力調査の結果を見ると、県平均を上回っている種目も数多くありますが、個人差が大きく、長座体前屈（柔軟性）、反復横とび・立ち幅とび（敏捷性）、20mシャトルラン（持久力）等に課題がみられます。児童生徒が運動に親しむ機会を増やし、運動への興味・関心を一層高める必要があります。

【表－6】

【体力・運動能力調査における日置市平均値と県・全国平均値との比較】

◎…県比+0.5以上 ▲…県比-0.5以下又は国・県共以下

校種 学年・性 種目	小 学 校								中 学 校			
	2年		4年		5年		6年		1年		2年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
握 力			◎	◎		◎						
上体起こし							◎		▲	◎		
長座体前屈			▲		▲	▲	◎	▲	◎		◎	▲
反復横とび	▲	▲	◎	◎		▲	◎	▲	▲	▲	▲	▲
20mシャトルラン	▲	▲	▲	◎	◎	◎	◎		▲	◎	▲	▲
50m走			▲									
立ち幅とび	◎	◎	▲	▲		▲	◎		▲	◎	▲	▲
ボール投げ	◎				◎	◎	◎	◎	▲	◎	▲	◎

※ データ値は→日置市：R5、県：R4、国：R3

(9) 安全・安心な教育環境の整備

近年、不審者による声掛け事案や、通学路で子供たちが事件や事故に巻き込まれる事案が発生し、大きな社会問題となっています。そのため、児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育活動を通して、防犯についての意識の高揚や危険予知能力の育成を図ると同時に、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。そこで、スクールガードや見守りボランティアなどの人的環境の充実を図り、子供たちが、安心・安全に登下校できるように努めていかなければなりません。

児童生徒が安心して学び、生活する場である学校施設は、長寿命化計画に基づいて整備を進め、遊具等の施設の点検、修繕、撤去・更新など適切な維持管理が必要です。

また、気温上昇に伴う熱中症対策として特別教室等への空調機の導入、照明のLED化など、新たな課題にも対応しなければなりません。

さらに、災害時の地域住民の避難場所としての役割を果たすことも念頭に置きながら、安全・安心な教育環境を確保する必要があります。

(10) 家庭・地域の教育力

子供にとって、家庭や地域社会は人格形成の土台となる学びの場であると考えます。特に幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などの素地が育まれるものです。

しかし、近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来青少年が身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが備わっていないなど、家庭や地域における教育力の課題が指摘されています。

また、地域においては地区公民館、PTA、子ども会等が連携して、規範意識について啓発し、家庭においては子供たちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図っていくなど、周囲の方々と関わりながら個々の成長を支えていく必要があると考えます。

そのような状況から、保護者に対する学習の機会や情報の提供など、家庭教育に関する支援は喫緊の課題です。

(11) 文化活動

豊かな人間性と多様な個性を育むためには、学校や家庭、地域において子供たちが参加、体験できる様々な文化芸術の機会を充実することが重要であり、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる企画をし、実施していくことが必要です。

地域では、様々な伝統文化が受け継がれていますが、私たちの暮らしにおいては、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化の進行に伴い、これらの

伝統文化を子供たちに継承する機会が次第に少なくなってきました。地域固有の伝統文化を受け継ぎ発展させていくのは、地域の子供たちであることを認識し、地域の大人が様々な機会を捉えて子供たちに伝統文化を伝えていくことは、地域文化の振興を考える上で最も重要なことの1つです。

次代を担う子供たちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝え、子供たちの感受性や想像力を刺激して、一人一人の可能性を引き出すため、学校や文化施設等において舞台芸術、映画・音楽、伝統文化、文化財などの本物の文化芸術に直接触れたり、創作活動に参加したりする機会をもてるような支援が必要です。

第3章 本市の基本方針

1 基本目標と施策

本市では、第1期（平成22年度から平成26年度）、第2期（平成27年度から令和元年度）、第3期（令和2年度から令和6年度）の日置市教育振興基本計画及び日置市教育大綱において、「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」という将来の姿を見据えた基本目標を設定しています。

第4期計画の策定に当たっては、第1期計画、第2期計画及び第3期計画における課題と成果を十分に踏まえ、基本的な方向性を継承しつつ、新しい教育課題に対応していくことを念頭に本計画を策定しました。

(1) 基本目標

『夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり』

(2) 基本目標の内容

教育基本法第1条に規定された教育の目的では、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされており、今後は持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上を重点に施策を講じる必要があります。

また、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、教育DXの推進、計画実効性確保のための基盤整備・対話という新たな視点に立った施策の展開も必要です。

今後、本市の姿を見据えた基本目標のもと施策の基本方針を設定し、さらにそれを実現するために以下の7つの施策の方向性を立て展開していきます。

○施策の基本方針

郷土ひおきの資源を生かした「風格ある教育」の推進

○施策の方向性

- I 魅力ある学校づくり
- II ひおき版郷中教育
- III 家庭の教育力の向上
- IV 生きがいのもてるふるさとづくり（生涯学習）
- V 文化の薫るまちづくり
- VI 健康で活力のあるまちづくり
- VII 地球的な環境課題への対応

(3) 施策の方向性

I 魅力ある学校づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。学校教育においては、全ての児童生徒にとって魅力のある学校づくりを推進し、いじめ、不登校の解消、特別支援教育の充実を目指して、ICTの効果的な活用及び教育課程の改善に取り組みます。

II ひおき版郷中教育

基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識を身に付けさせ、社会の変化やそのスピードに対応し生き抜く人間を育てることが重要です。そのためには、時と場に応じたあいさつの励行や感謝の心の醸成、身だしなみなど、基本的な生活習慣を身に付けさせることが必要です。これまで受け継がれてきた「郷中教育」をはじめとする先人の教を社会の変化と融合させながら子ども会活動や青少年健全育成の活動を推進するとともに、多様化する価値観などとバランスをとりながら、子供の活躍の場や居場所づくりに地域と一体となって取り組みます。

III 家庭の教育力の向上

近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、青少年が身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。また、いじめや不登校等の問題、子育てについての悩みから心理的に追い込まれるなど、家庭が抱える様々な問題も深刻化しています。このようなことから、家庭の教育力の向上に向けた家庭教育の充実を図るとともに、様々な悩みを抱える保護者に対する支援を充実します。

IV 生きがいのもてるふるさとづくり（生涯学習）

これまでの単線的な学びや進路選択を前提とした人生設計から一人一人が学ぶ時期や進路が複線化する人生設計へと転換することが予想され、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。こうした社会の構造的な変化に対応するため学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働のもとに、本市の風土や歴史、豊かな自然、様々な分野で活躍している人材などの豊かな教育的資源を活用し、子供から高齢者まで生涯にわたり、学ぶことができる居場所づくりに努めます。

V 文化の薫るまちづくり

豊かな人間性と多様な個性を育むためには、学校や家庭、地域において子供たちが参加、体験できる様々な文化芸術の機会を充実することが重要です。一人一人の可能性を引き出すため、学校や文化施設等において舞台芸術、映画・音楽、伝統文化、文化財などの本物の文化芸術に直接触れたり、創作活動に参加したりする機会の創出に努めます。

Ⅵ 健康で活力のあるまちづくり

市民のスポーツに対する多様なニーズに対応し、年齢や体力、個性や目的に応じたスポーツ活動を「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽に楽しめるよう、生涯スポーツの普及や健康づくりに取り組むとともに、交流することのできる機会の充実が求められています。市民の誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも身近にスポーツに親しみ、健康で明るい「生涯スポーツ社会」を地域に築いていけるよう、地域コミュニティスポーツクラブの育成やスポーツ・レクリエーションの充実に努めます。

Ⅶ 地球的な環境課題への対応

エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題です。教育基本法においても、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。さらに本市では「ゼロカーボン・シティ」として脱炭素の取組を進めています。学校教育や社会教育においても自然の豊かさとそれを支える地球環境について学ぶことができる機会の創出に努めます。

4 施策の体系

基本目標

施策の方向性

具体的施策

主な事業

夢をもち あしたを

郷土ひおきの資源を

I 魅力ある学校づくり

ア 児童生徒、家庭、地域にとって
魅力ある教育活動の工夫改善
イ 人権教育の推進
ウ 社会的自立を段階的に支える
特別支援教育の充実
エ 学校教育のデジタル化推進
オ 教育の公民連携
カ 学校給食の適正かつ円滑な
推進
キ 施設設備の計画的整備・適正
な維持管理

- 特色ある教育活動
- 学校評価
- 小中一貫教育の充実
- 「学習者主体」に係る授業力向上
- 読書指導の充実
- 「心の教育の日」の取組
- 地区道徳教育研修会
- 心の健康観察・子どもの声調査
- 科学の祭典
- 仲間づくり
- 校内研修
- 市教育支援委員会
- 巡回相談事業
- 特別支援教育研修会
- 特別支援教育支援員配置
- 公立学校情報機器整備事業
- 学校運営協議会
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推
進事業
- キャリア教育推進事業
- 中学校部活動地域展開
- プール授業民間施設活用事業

II ひおき版郷中教育

ア ひおきふるさと教育の充実
イ 子ども会活動の充実
ウ ふるさと学寮・青少年リーダー
研修の充実
エ 青少年の育成と社会教育活
動への参加促進
オ おひさま運動の推進

- ひおきふるさと教育
- 各地域子ども会大会(キッズ
フェスティバル)
- 各地域子ども会「史跡めぐり
歩こう会」
- ふるさと学寮
- 青少年リーダー研修
- 青少年海外派遣事業
- ジュニア・リーダークラブ
- おひさま運動
- あいさつの日

III 家庭の教育力の向上

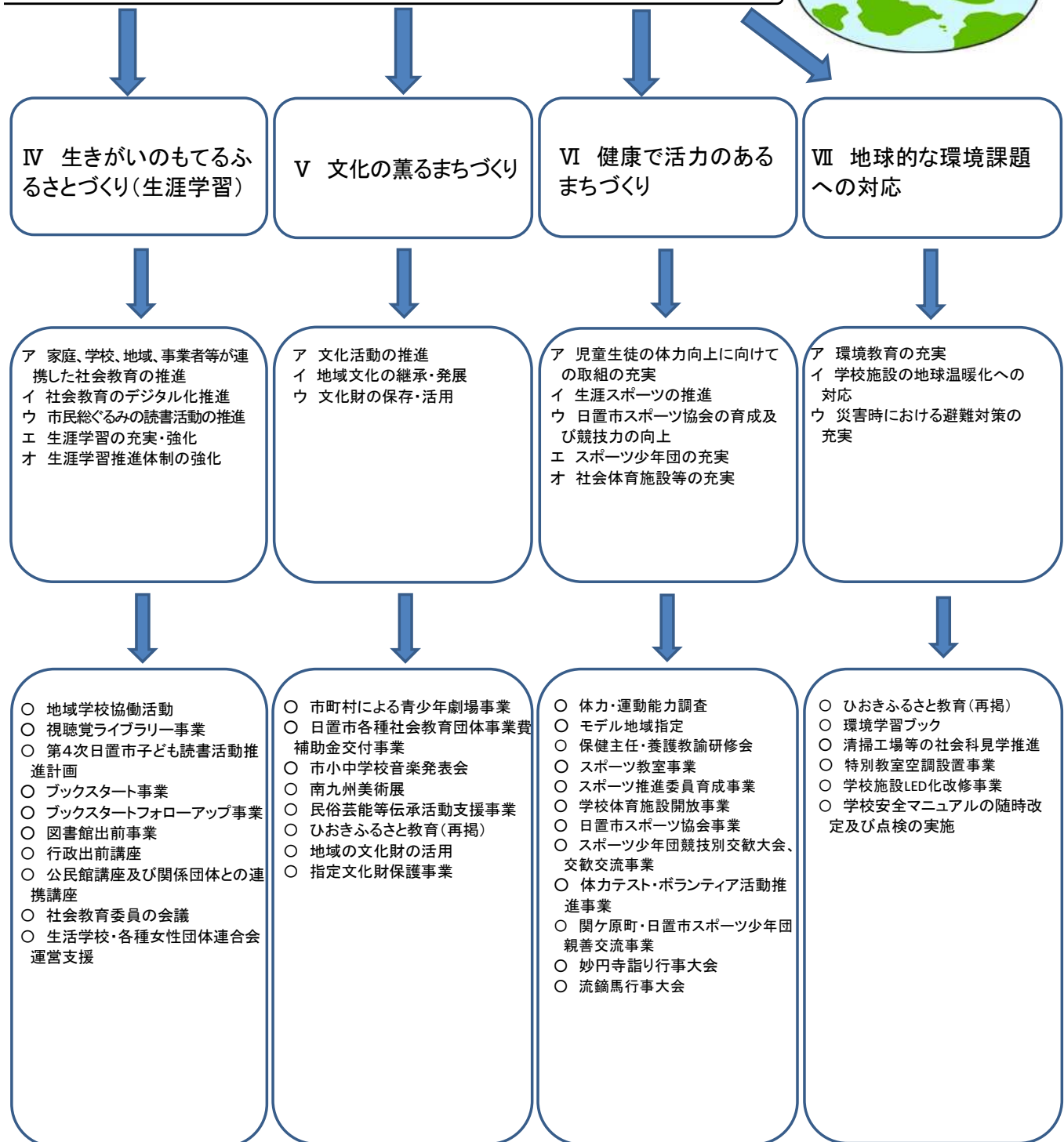
ア 子ども支援センターの充実
イ 家庭教育の充実・支援
ウ 就学支援の充実
エ 保・幼・小・中・高連携の推進
オ 社会教育における人権教育の
充実

- 子ども支援センター事業
- 教育支援センター事業(ふれあい
教室)
- 家庭教育学級
- 就学援助費支給制度
- 子育てのための施設等利用給付
交付金事業
- 奨学資金貸付制度
- のびゆくひおきっ子Ⅲ事業
- 地域保幼小連携
- 中高連携

ひらく 心豊かな人づくり



生かした「風格ある教育」の推進



2 具体的施策の展開

I 魅力ある学校づくり

ア 児童生徒、家庭、地域にとって魅力ある教育活動の工夫改善

現状と課題

- ① 学校は、様々な教育活動を通して、児童生徒が学ぶ楽しさを味わい、自らの可能性を高めていく場であり、家庭や地域にとっても子供の成長を喜びや感動として共有し生きがいに繋がられる場であります。

一方、学校では様々なことが原因でいじめや不登校等の教育課題を抱えているのが現状です。それらを解決するには、家庭や地域住民の協力など社会全体で取り組んでいく必要があります。

本市が取り組む[※]学校運営協議会は、地域と学校が一体となって、学校運営の充実を目指します。そこで、小中一貫教育や[※]地域学校協働活動などとも関連付けながら、今後一層の推進を図っていく必要があります。

- ② 本市の児童生徒の学力の実態は、鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査の結果から概ね全国・県平均を上回っています。しかし、基礎的・基本的な知識や技能は身に付いているものの、思考力・判断力・表現力に少し課題が見られます。また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、小学校では国語の授業内容がよく分かると答えた児童が、中学校では数学及び英語の授業内容がよく分かると答えた生徒が、全国・県よりも少ないという結果が出ています。

このような実態を踏まえ、本市においては、学力向上を目指し、市小中一貫教育運営協議会を年2回開催するとともに、各中学校区において、年3回の研修会を実施し、9年を見通した学びの連続性を意識した連携を行っています。また、保幼小連携を密にし、スムーズな接続ができるようにしています。

これらの取組をさらなる学力の向上に繋げていくために、発達段階に応じて学校で学ぶことの楽しさをより実感できるよう「学習者主体の授業」の充実に努めていく必要があります。

- ③ 近年、児童生徒の規範意識の向上やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人として許されない行為など、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感や自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育の更なる充実が重要です。同時に、他者と関わりながらよりよく課題を解決していくために、個々のコミュニケーション能力を発揮し、望ましい人間関係や仲間づくりができるようにしていくことも大切です。

※学校運営協議会 学校と保護者や地域住民の意見等を学校運営に反映させ、一緒に協働しながら子供の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

※地域学校協働活動 これまでの「学校応援団」をさらに発展させ、地域の高齢者、保護者、PTA、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動

具体的施策

- ① 家庭、地域と連携した特色ある学校づくり
 - コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の機能化及び充実
 - 郷土に根ざした教育活動の展開（郷土の人材活用や身近な問題に係る主体的な取組、キャリア教育の見直し・改善、夢づくり事業）
 - 学校情報の積極的な発信
 - 教育のグローバル化（姉妹校や地域等交流）
- ② 小中一貫教育の充実による学力向上の推進
 - 発達段階に応じた身に付けるべき学力の明確化と確実な定着（読解力・表現力等の資質能力の向上、親子わくわく作文塾）
 - 小学校外国語活動・外国語科指導の充実、中学校外国語科との接続、小学校英会話体験等への積極的参加
 - 各教科の学び方や家庭学習の在り方など発達段階に応じた共通実践事項等の確立と推進
 - 相互乗り入れ授業等による「学習者主体の学び」を充実させる授業力向上
 - 複式・少人数教育の充実、多様な教科での教科専科指導の実践
 - 研究授業の積極的实施及び研究公開等への積極的参加の推進
 - 市研究協力校等の指定及び公開研究会の充実
 - ※plant を活用した指導力向上の推進
 - 大学や高等専門学校、市内の高等学校と連携した魅力ある教育活動の推進
- ③ 家庭や地域と連携した、自他を大切にし、ともに未来を拓く力を育む教育活動の推進
 - 道徳教育の充実
 - 生徒指導の充実（豊かな人間関係・自己指導能力を自他とともに高め合う取組）
 - いじめや不登校等の生徒指導上の課題の解決に向けた組織を生かした取組の充実

※plant 全国教員研修プラットフォームの呼称で、令和6年度から文部科学省が稼働させる研修受講と研修履歴が一体になった新しいシステム。

事業名	事業内容	所管
特色ある教育活動	魅力ある学校づくりプロジェクト	学校教育課
学校評価	学校運営に係る評価	
小中一貫教育の充実	※ <u>C S</u> としての機能強化及び相互乗り入れ授業等の計画的な実施 ※ <u>A L T</u> の効果的活用	
「学習者主体」に係る授業力向上	・学力向上モデル地域指定研究授業、研究公開等 ・授業づくり研修の積極的サポート	
読書指導の充実	※ <u>ビブリオバトル</u> （読解力・表現力） ・親子読書の推進による読書の習慣化	
「心の教育の日」の取組	月毎に1日設定する	
地区道徳教育研修会	・取組のまとめによる状況確認と指導助言 ・授業公開及び授業研究をいちき串木野市と隔年で実施	
心の健康観察・子どもの声調査	いじめ、不登校等問題行動の未然防止 早期解決の推進	
科学の祭典	科学の楽しさを味わい、科学への関心を高める体験学習の実施	

数値等目標

内容	日置市の現況値 (令和5年度)	日置市の目標値 (令和11年度)
学校評価	4段階中3.2	4段階中3.5以上
諸学力調査結果	(小学校) 市>地区>国>県 (中学校) 国>市>地区>県	市>地区>県>国
いじめ	未解決率23.1%	未解決率10.0%
不登校	発生率2.6%	発生率2.0%以下

イ 人権教育の推進

現状と課題

- ① 「人権教育は全ての教育の基本」であり、教育活動全体を通じて、自他の大切さを認めることができる子供たちを育成する必要があります。また、いじめの未然防止の観点からも、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度や実践力等を育成する必要があります。
- ② 子供一人一人を大切にし、愛情をもって接しようとする全ての教職員等の姿勢は人権教育の基盤となるものであり、教職員等は「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった基本姿勢で子供と関わり、チームとなって子供の育ちを全力でつなぐ必要があります。

※C S 「地域とともにある学校づくり」を目指し学校運営協議会を設置した学校

※A L T 外国語指導助手の略称で学校の授業で主に英語の語学指導を行う外国青年

※ビブリオバトル 子供同士で本を紹介し合い、感想を言い合う活動で、読書のきっかけや本の理解を深める効果がある。

具体的施策

- ① 教育活動全体を通じた指導の充実
年間計画に基づいた教育活動の確実な取組
- ② 研究公開や研修への積極的参加
- ③ 人権意識を高める校内体制の確立
年3回以上の校内研修への位置付け及び研修への指導主事の派遣
- ④ 県人権同和教育課作成の資料等をもとにした校内研修の実施
「仲間づくり」を活用した学習集団の育成及び校内研修への指導主事の派遣
- ⑤ 人権同和教育課との連携
各種事業や「こどもの人権プロジェクト」等の積極的活用

事業名	事業内容	所管
仲間づくり	認め合い支え合う人間関係づくりに取り組みます。	学校教育課
校内研修	校内研修を充実します。	

数値等目標

内容	日置市の現況値 (R 5 年度)	日置市の目標値 (R 11 年度)
学級レベルでの仲間づくり (※グループエンカウンター等の活用)	—	各学校実施率 100%
講師を招聘した校内研修	年1回実施100%	年1回実施100% (現状維持)

ウ 社会的自立を段階的に支える特別支援教育の充実

現状と課題

- ① 全校支援体制を確立し、障がいのある幼児や児童生徒の実態把握や支援を組織的に行い、一人一人に応じた教育の推進を図っています。
- ② 市教育支援委員会で障がいのある児童生徒の把握や就学についての適切な指導、保護者との教育相談を行っています。
- ③ 特別に支援を要する児童生徒においては、切れ目ない一貫した教育支援環境の整備が大変重要であることから、特別支援教育支援員の適正な配置や専門性を身に付けるための環境整備が必要です。同時に、担任と支援員、コーディネーター等の連携による組織的な支援体制の充実も一層進め、より機能化させていく必要があります。
- ④ 小中高へ円滑に移行するため、進学時点での移行支援シート、個別の教育支援計画の作成及び確実な引継ぎの徹底が必要です。

※グループエンカウンター 開発的・予防的カウンセリングにおける人間関係づくりの技法

具体的施策

① 適正な教育支援の推進

インクルーシブ教育の充実（支援体制の見直し改善）と移行期における教育支援の充実

② 実態把握と個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

優位特性を考慮した個別の支援策の策定

③ 個に応じた指導や交流教育の充実

個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく実践、評価

④ 近隣の特別支援学校との連携

巡回相談事業の積極的活用

事業名	事業内容	所管
市教育支援委員会	・ 諸課題の検討及び充実を図ります。 ・ 小中の接続を重視した特別支援体制の充実を図ります。	学校教育課
巡回相談事業	特別支援学校と連携を図ります。	
特別支援教育研修会	特別支援に係る研鑽を深めます。	
特別支援教育支援員配置	特別支援教育支援員の適正な配置に努めます。	

数値等目標

内容	日置市の現況値 (R 5 年度)	日置市の目標値 (R 11 年度)
巡回相談事業	各園で年 2 回ずつ実施	各園で年 2 回ずつ実施 (現状維持)

エ 学校教育のデジタル化推進

現状と課題

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成に取り組んでいます。また、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進が大切です。そこで、学校教育ではタブレット導入による教育 D X に取り組んでいます。そして、これまで同様「個別最適な学びと協働的な学びの一層の推進」に取り組めます。また、「I C T 機器を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現」を推進し、子供たちの情報活用能力の育成に取り組めます。その実践を通して、教職員も I C T を活用した情報共有に努め、個に応じたよりきめ細かな指導に繋げられるよう研鑽を深めることが大切です。そうすることが学校における情報教育の推進化を図り、ひいては校務の負担軽減にもつながっていくと考えています。

具体的施策

- ① 国のGIGAスクール構想を踏まえた学校におけるICT環境の整備
 - ・GIGAスクール構想により、子供たちを誰一人取り残すことがない学びを目指し、従来の一斉学習だけではなく、個別学習や協働学習のより一層の充実による授業改善を進めます。
 - ・学校のセキュリティーポリシーの徹底
- ② 情報活用能力（情報リテラシー）の育成、個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成
- ③ 様々な情報コンテンツの有効活用
- ④ 授業充実のためのICT活用推進
 - ・児童生徒のプレゼンテーションや対話活動の道具としての一般化
 - ・プログラミング教育の推進・充実
 - ・探究活動の道具としての活用
 - ・出席状況把握のツールや災害時の緊急メール配信利用
- ⑤ タブレットの家庭学習等での利用の推進

事業名	事業内容	所管
公立学校情報機器整備事業	GIGAスクール構想を踏まえ、令和7年度に教育用タブレットを更新します。	教育総務課

オ 教育の公民連携

現状と課題

- ① 地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着や誇りをもち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要です。
- ② 学校教育や社会教育の現状と課題を地域や民間企業などと共有し、人材を活用しながら、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等に協働して取り組むことが必要です。

具体的施策

日置の人材は宝です。地域や民間企業の人材と協働しながら、様々な教育課題の解決に取り組みます。

事業名	事業内容	所管
学校運営協議会	地域の力を学校運営に生かし、学校が抱える課題を地域ぐるみで解決するとともに、質の高い学校教育の実現を目指します。	学校教育課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	校区や通学路における安全確保を図るため、警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱	

	し、地域全体で子供を見守る体制を整備します。	
キャリア教育推進事業	中学生の職場体験学習を地域の民間企業と協働しながら、その充実に努め、地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成します。	
中学校部活動地域展開	教職員の業務負担軽減を図るため、部活動の一部を地域団体に移行します。	
プール授業民間施設活用事業	民間施設等を活用して、小・中学校の水泳授業を実施し、老朽化する学校プールの維持管理コストの削減を図ります。	

カ 学校給食の適正かつ円滑な推進

現状と課題

- ① 学校給食調理場は市内全域において共同調理場方式で運営されており、各学校との連携強化を図りながら、安心安全な給食の提供に努めています。
- ② 給食は地場産物を活用しながら献立内容の充実に努めています。
- ③ 食に関する指導では、年間計画に基づき計画的に実施しています。
- ④ 伊集院・東市来の両学校給食センターについては、旧学校給食衛生管理基準により建設されており、※HACCPの考え方に基づいた新たなセンター建設への検討が急がれています。

具体的施策

- ① 食に関する指導を年間指導計画に基づき、計画的に実施します。
- ② 地場産物の活用を推進し、地産地消に努めます。
- ③ 老朽化する伊集院・東市来学校給食センターについては、学校給食衛生管理基準を満たす運用を行いながら、新たな学校給食センターの建設について検討を進めます。

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11年度
地場産物（重量ベース）の活用率	9.2%	9.4%

※HACCP 食品等事業者ら自ら食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中でそれらの危害要因を除去又は軽減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

キ 施設設備の計画的整備・適正維持管理

現状と課題

- ① 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が極めて重要です。
- ② 本市の学校施設の構造体の耐震化は、計画的に実施し平成30年度で完了しています。
- ③ 老朽化等により安全性、機能性等が低下した施設や遊具、現在の教育環境に適応しにくい施設などがあり、適正な維持管理のために、修繕、改修などの対策が必要になっています。また、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設整備を進めていく必要があります。

具体的施策

- ① 日置市学校施設等長寿命化計画に基づき、施設改修を推進します。
- ② 非構造部材の耐震化を計画的に推進するとともに、屋内運動場の長寿命化改良工事を実施します。
- ③ 老朽化等により安全性、機能性等の低下が懸念される遊具等の点検を実施し、修繕、改修、撤去を実施します。

事業名	事業内容	所管
屋内運動場長寿命化改良事業	伊作小学校屋内運動場長寿命化改良事業を実施します。	教育総務課
	伊集院北中学校屋内運動場長寿命化改良事業を実施します。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11年度
屋内運動場長寿命化率	0 %	10%

Ⅱ ひおき版郷中教育

ア ひおきふるさと教育の充実

現状と課題

- ① 伝統と文化を尊重し、郷土への愛着を育むため、郷土教育の推進が必要です。
- ② 本市の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。

具体的施策

- ① 各学校において、市内全域の郷土芸能や伝統産業を体験する活動、先人の業績・生き方について学ぶ活動等の充実を図り、本市の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- ② 伝統的な礼儀・作法、郷土愛、自然愛、奉仕等の道德性を身に付ける活動等の充実を図ります。
- ③ 郷土に誇りをもち、未来を担う子供たちを育てるために、教職員が本市の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、ひおきふるさと教育に関する教職員の資質の向上を図ります。

事業名	事業内容	所管
ひおきふるさと教育	9年間を通して、「ひおき学」を柱に郷土の伝統文化、人物等を学習することで、児童生徒の「礼節」、「郷土愛」等の道德性の定着を図ります。	学校教育課

イ 子ども会活動の充実

現状と課題

- ① 本市の良き伝統である「子ども会活動」では、少子化による会員数減少や感染症による活動休止などの影響により、活動機会が減少しています。
- ② 家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが定着していない青少年が見られます。
- ③ 子供を地域ぐるみで育む取組が減少しています。

具体的施策

- ① これまで取り組んできた子ども会活動を維持しながら、大人と子供がともに学ぶ体制と環境を整備し、子供たちを地域ぐるみで育む取組を推進します。

- ② 学校、家庭、地域が協力し、多様な体験活動やボランティア活動の機会を作り、親子の参加・参画を促進します。

事業名	事業内容	所管
各地域子ども会大会（キッズ・フェスティバル）	活動発表や交流活動等を通じて、望ましい子ども会活動の在り方や育成者・指導者の役割等を研究し、活動の充実を図ります。	社会教育課
各地域子ども会「史跡めぐり歩こう会」	地域内の文化財や史跡をめぐり、その由来や自然に触れる体験を通して、郷土を愛する心や文化財を大切にしようとする心を育てます。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11 年度
各地域子ども会大会（キッズ・フェスティバル）の4地域の参加者数	467人	500人
各地域子ども会「史跡めぐり歩こう会」の4地域の参加者数	459人	500人

※参加者数は会員、指導者、職員等の合計

ウ ふるさと学寮・青少年リーダー研修の充実

現状と課題

地域での連帯意識が薄れたことによって、幼少期から豊かな人間関係を築く場面が減少し、社会性や規範意識を形成する機会が少なくなっています。

具体的施策

家庭を離れ、多様な社会体験を積み、自らを律し、人と協調できる青少年を育成するため、「ふるさと学寮」、「青少年リーダー研修事業」、「青少年海外派遣事業」を継続して推進します。

事業名	事業内容	所管
ふるさと学寮	異年齢集団による宿泊生活を通して、自らの甘えや依存心を断ち切り、家族の大切さを見直し、人間性豊かな青少年の育成を図ります。	社会教育課
青少年リーダー研修事業	自主性、協調性、忍耐性、社会性等を培う事業を推進し、人間性豊かな青少年の育成を図ります。	
青少年海外派遣事業	海外にホームステイすることにより国際社会への正しい理解と認識を持つ青少年の育成を図ります。	

エ 青少年の育成と社会教育活動への参加促進

現状と課題

- ① 将来の地域社会の担い手となる若い世代が、地域活動から離れ、良好な地域社会の維持・継続が難しい状況となっています。
- ② 地域活動に興味・関心がない、学業や部活動で忙しい、参加の方法がわ

からない等の理由により、地域との交流経験が少ない青少年が増えています。

具体的施策

- ① 青少年が継続して参加できる機会が少ないことから、活動意欲を更に促進させるための社会教育活動に係る情報提供を充実するとともに、地域で活躍できる場や機会の提供に努めます。
- ② 小中高生のジュニア・リーダークラブへの加入促進を図るとともに、主体的な活動が展開できるよう各種団体と連携し、青少年の社会参加を促進します。

事業名	事業内容	所管
ジュニア・リーダークラブ	小中高生のジュニア・リーダークラブへの加入促進を図り、主体的な活動が展開できるよう各種団体と連携し、青少年の社会参加を促進します。	社会教育課

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11 年度
ジュニア・リーダークラブ会員数	23人	25人

オ おひさま運動の推進

現状と課題

市民の規範意識の向上やいじめや自殺といった社会問題の未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人として、してはいけないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うことは重要です。

具体的施策

「おひさま運動」を市民運動として推進します。

事業名	事業内容	所管
おひさま運動	「おひさま運動」の啓発に取り組み、市民運動として推進します。	社会教育課
あいさつの日	毎月1日を「あいさつの日」として啓発を図ります。	

日置市おひさま運動！



Ⅲ 家庭の教育力の向上

ア 子ども支援センターの充実

現状と課題

- ① 子ども支援センターは、子供たちや家庭の抱える様々な課題へのワンストップ相談窓口として、福祉課・こども未来課・健康保険課・学校教育課が連携して設置し、多面的・継続的な支援を一体となって行うことで、各々の抱える課題解決に取り組み成果を上げてきました。さらに、「日置市子育て包括支援センター」（令和元年10月設置）の相談活動の一環として、子ども支援センターは学齢児童生徒を中心に要保護・要支援児童等への相談・支援体制の一翼を担っています。
- ② 近年、相談内容が多様化しており、中でも不登校やいじめ等に対する育成相談、発達障がい等の発達相談、虐待等の養護相談など、長期間に及ぶ、かつ、複合的なものが増えてきています。また、携帯電話の普及に伴い、利用者が低年齢化し、様々なトラブルの相談も寄せられています。これらの課題解決には、行政や学校・地域が一体となりケース会議等を通して横断的・継続的な支援に取り組むことが重要と考えます。
- ③ 子ども支援センターは、不登校・いじめ問題対応、ふれあい教室運営を行うとともに、児童虐待、[※]DV、メンタルヘルス、生活困窮等の支援にも関わっています。4課連携の中心施設として、積極的に児童生徒や家庭と関わり組織的な支援活動を展開・拡充するため、子ども支援センターの各相談員の資質向上に努める必要があります。

※DV ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる身体的、精神的などの暴力

【表－7】

【近年の子ども支援センターの相談件数（延べ）】

（単位：件）

	計	幼児	小学生	中学生	高校生以上
H30	4,906	48	2,062	2,238	558
R5	3,204	338	1,393	1,212	261

※数字は、子ども支援センター調べ

具体的施策

支援を要する家庭との連携、相談電話への対応、職員の資質向上に努めます。

事業名	事業内容	所管
子ども支援センター事業	教育相談員やスクール・ソーシャルワーカーによる不登校児童生徒の自立促進、いじめ問題への対応などを行います。	学校教育課 健康保険課 こども未来課 福祉課

教育支援センター事業（ふれあい教室）	伊集院の本室を中心に東市来、吹上に分室を設置し、在籍校と連携しながら不登校児童生徒の自立を支援します。	学校教育課
--------------------	---	-------

イ 家庭教育の充実・支援

現状と課題

- ① 家庭環境の多様化などにより、不安や悩みを抱えながらも、身近に相談できる人が少なく孤立しやすい状況があります。
- ② 地域活動やPTAなどの社会教育関係団体の活動に参加する家庭と参加しない家庭の二極化傾向が生じています。
- ③ 子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、福祉部門と連携した支援が求められています。

具体的施策

- ① 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供を行うなど、家庭教育の支援を充実します。
- ② 平成26年4月施行された「鹿児島県家庭教育支援条例」により、家庭、学校、地域、事業者、行政その他市民が連携し、次代を担う心豊かでたくましい子供たちを地域ぐるみで育てる気運の醸成や体制づくりの充実を図ります。
- ③ 市内全小・中・義務教育学校においては、新1年生の保護者を対象とした「子育て講座」を開催し、入学前の心構えなど家庭教育に関する支援を推進していきます。
- ④ 本市の良き伝統である子ども会活動の充実を図りながら家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- ⑤ 乳幼児期の教育は、人間教育の基礎となる力を培う重要なものであります。その原点となる家庭での教育はもとより、社会全体で子供の育ちを支える取組を支援します。
- ⑥ 乳幼児・児童・生徒の心身の発達段階に応じた社会体験、自然体験、読み聞かせ活動等を通し、個性や能力を伸ばし、社会の形成者として自立できる資質・能力の向上を図っていきます。
- ⑦ PTA活動の活性化を図るため、PTAの意義と必要性を広く保護者等に啓発します。

事業名	事業内容	所管
家庭教育学級	各幼稚園、小・中・義務教育学校において家庭教育学級を開催し、家庭教育に関する学習機会を提供します。	社会教育課

ウ 就学支援の充実

現状と課題

- ① 国が新たな教育振興基本計画で掲げるウェルビーイングの向上というコンセプトに対し、誰ひとり取り残されることのない教育機会の確保は必要不可欠な要素であり、これは教育基本法第4条に規定されているように、我が国の教育における基本的な姿勢となっています。
- ② 本市では就学援助費支給制度や奨学資金貸付制度など、経済的困難を抱える家庭に対しての支援を実施しているところです。鹿児島県の小・中学校における要保護及び準要保護児童生徒数の割合は全国平均より高く、年々増加傾向にあります。本市においては就学支援の認定率は、支援を必要とする児童生徒数の全国平均を下回っている状況にあります（令和3年度 日置市:12.14%、鹿児島県:22.29%、全国:14.22%）。
- ③ 市としては就学支援の更なる制度充実や、必要とする児童生徒が確実に支援を受けることができるよう、制度の周知に努めていく必要があります。

【表－8】

【就学援助費支給制度の過去の認定者数】 単位：人

		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
小学校	要保護	28	24	21
	準要保護	250	222	244
	小計	278	246	265
中学校	要保護	20	19	17
	準要保護	172	157	158
	小計	192	176	175
計	要保護	48	43	38
	準要保護	422	379	402
	合計	470	422	440

具体的施策

- ① 基本的には申請によるものであることから、お知らせ版などの情報媒体を十分に活用し周知徹底を図ります。
- ② 奨学資金の貸付を受ける大学生等に対する奨学資金返還免除制度により、県内等での就労を促進するとともに、大学等への進学における経済的支援を図ります。
- ③ 奨学資金貸付制度の滞納整理においては、10年の返還猶予があることから、返還義務者の就労状況・生活実態等の状況を踏まえながら、過度な負担とならないよう返済計画を作成し、必要に応じて関係課（福祉課、税務課等）と連携しながら返還業務を進めます。

事業名	事業内容	担当課
就学援助費支給制度	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に就学援助費を支給します。	教育総務課
子育てのための施設等利用給付交付金事業	保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付します。	
奨学資金貸付制度	学業及び人物が優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に奨学資金を貸し付けます。	

エ 保・幼・小・中・高連携の推進

現状と課題

- ① 日置市小中一貫教育運営協議会を年2回開催するとともに、各中学校区において、年3回の研修会を実施しています。「めざす子供像」や「家庭学習の手引き」を作成し、9年を見通した学びの連続性を意識した連携を行っています。
- ② 保・幼・小連携は、各地域連絡会と私立保育園等を含めた市保幼小連携研修会を実施しています。内容は、研修を通じて保育や授業の様子を参観したり、情報交換したりして、スムーズな接続ができるようにしています。
- ③ 研究授業の相互参観を行い小中高の学習指導の連携に努めています。
- ④ 本市の小中一貫教育をより一層充実させるために、日吉学園（義務教育学校）における教育課程編成及び運用の工夫改善を図り、地域と連携した特色ある教育活動を推進し、成果等を各学校へ還元していくことが必要です。

具体的施策

- ① 学習指導要領、幼稚園教育要領の趣旨を生かした教育課程の編成・実施
中・長期的な視点を持った教育課程の編成
- ② 地域保幼小連絡会・研修会の充実
連絡会の内容や研修内容の精選

事業名	事業内容	所管
のびゆくひおきっ子事業	小中一貫教育の実践	学校教育課
地域保幼小連携	保幼小連携の充実化	
中高連携	市内高等学校との連携	

数値等目標

内容	日置市の現況値 (R 5 年度)	日置市の目標値 (R 11年度)
のびゆくひおきっ子事業	全中学校区	R 5 を維持
地域保幼小連携	年 1 回	地域ごとに適時

オ 社会教育における人権教育の充実

現状と課題

- ① 地域社会における共に支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、P T A・女性団体・高齢者団体指導者や地区公民館等を中心に人権問題についての各種研修会等を開催しています。
- ② 一人一人の人権尊重の意識を高めるためには、生涯学習の各種施策を通じた人権に関する学習を充実しなければなりません。
- ③ 今後、多様な人権学習講座の開催や効果的な人権啓発の手法を検討し、地区公民館などを中心に地域の特性を活かした人権意識を高める取組を推進する必要があります。
- ④ 社会教育指導員をはじめとする社会教育関係者のほか、単位 P T A や家庭教育に関する地域グループに対しても継続的な支援を行います。
- ⑤ 各種研修会の実施に当たっては、人権問題を自らの問題として捉え、日常的な人権感覚を身に付けられるよう、研修内容や開催形式、広報手段等の工夫・改善を続ける必要があります。

具体的施策

- ① P T A、女性・高齢者団体等における推進者の研修を効果的に進め、これらの人材の活用を様々な形で図っていきます。
- ② 社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、教育委員会の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠であることから、研修受講などによる職員の資質向上を図るとともに連携強化に努めます。
- ③ 家庭や地域など身近にある人権問題に気付き、その解決に向け、学習者とともに歩むことができるリーダーや指導者を育成していきます。

事業名	事業内容	所管
社会教育における人権学習会（行政出前講座を含む。）	市民を対象に地区公民館講座等での人権学習講座を開催します。	社会教育課

数値等目標

- 市内全小・中学校における家庭教育学級、市民を対象とした人権出前講座を推進します。

内容	R 5 年度	R 11年度
社会教育における人権学習会(行政出前講座を含む。)の開催回数	36回／年	40回／年

IV 生きがいのもてるふるさとづくり（生涯学習）

ア 家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育の推進

現状と課題

- ① 市民と連携・協働した学校を核とした地域づくりを目指し「地域学校協働活動」を推進しています。
- ② 幅広い経験や優れた知識・技術をもつ方々を積極的に活用するために、地域学校協働活動等、ボランティア活動の一層の推進を図ることが必要です。
- ③ 市民と連携・協働した学校を核とした地域づくりや子供たちの健やかな成長支援のため、家庭、学校、地域等の地域社会全体が連携・協働し、様々な能力を生かすことができる仕組みづくりが必要です。
- ④ 家庭、学校、地域等が連携し、役割分担しながら地域における多様な学習や体験活動の機会の充実に取り組むことが必要です。

具体的施策

- ① 地域の教育力の向上や地域の絆づくりに繋がる、地域学校協働活動の充実・強化を図ります。
- ② 地域における学習、体験活動や伝統芸能など、様々な活動の促進のための支援を検討していきます。

事業名	事業内容	所管
地域学校協働活動	地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して様々な活動を行う。	社会教育課

イ 社会教育のデジタル化推進

現状と課題

- ① 全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、地域や家庭とともに学び支え合う社会の実現、生涯にわたって学び続ける学習者の育成に向けた教育を推進するためには、教育DXの推進が必要です。また、計画実効性確保のための基盤整備・対話という新たな視点に立った施策の展開も必要です。
- ② 情報教育の充実を図るために、教育メディアの提供及び各種メディアの教育利用に関する機器の貸出しを行っています。
- ③ パソコン等の取扱いだけでなく、時代の変化に対応した視聴覚機器の取扱いについても市民の学習意欲が高くなっています。

- ④ 学習者の多様なニーズに対応するためには、知識や情報の伝達に優れた機能をもつメディアの効果的な活用を図っていくことが重要となってきました。

具体的施策

- ① 情報教育等の充実に加え、より市民のニーズにあった講座の開設に努めるとともに、教育メディアの充実に更に図ります。
- ② 実践力のある指導者の養成や資質の向上に努めるとともに、人権教育啓発資料やDVDをはじめとする視聴覚教材の積極的な活用とICTを活用した新たな生涯学習環境の整備を検討します。

事業名	内 容	担当課
視聴覚ライブラリー事業	デジタルコンテンツの充実に図ります。	社会教育課

ウ 市民総ぐるみの読書活動の推進

現状と課題

- ① 市立図書館は地域の社会教育施設の拠点として、市民が多様な人々との出会い、交流を図り、読書活動を進め、生涯を通じて継続した学びが深まるなど、その役割は大きいものがあります。
- ② 市立図書館では、資料の充実に図り、様々な機関と連携した読書活動を実施し、個人や社会の課題解決につながる取組を進める必要があります。

具体的施策

- ① 「第4次日置市子供読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校を通じた社会全体で子供たちの読書活動の推進に取り組み、生涯にわたって読書に親しむ習慣を身に付けるよう推進します。
- ② 大人も本に親しみ、子供たちの読書活動に取り組むことで、人生をより豊かにし、図書館、学校図書館、関係機関、ボランティア団体等の連携により、日置市民総ぐるみで読書のまちづくりを推進します。
- ③ 絵本を通して赤ちゃんと保護者が寄り添うひとときをもつ、「ブックスタート事業」を推進します。
- ④ 職員等が施設や公民館等市民の身近な場所に出向き、読書活動を推進する図書館出前事業を実施します。

事業名	内 容	担当課
第4次日置市子ども 供読書活動推進計画	計画的に推進します。	社会教育課
ブックスタート事業	家庭での親子のふれあう機会と読書の 習慣化をねらい、6～8か月児相談会 で絵本等を配付します。	
ブックスタートフォ ローアップ事業	ブックスタートから継続して読書活動 が行われるように、保護者に啓発する 事業を実施します。	
図書館出前事業	職員等が施設や公民館等市民の身近な 場所に出向き、読書活動を推進しま す。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11年度
市立図書館年間貸出者数(総計)	52,000人	58,000人
市立図書館館外活動件数	250件	300件

エ 生涯学習の充実・強化

現状と課題

- ① 市民の学習ニーズの多様化・高度化に伴い、幅広い分野でより優れた資質と専門的な知識をもち、市民の生涯学習支援や社会教育の推進に先導的な役割を果たす指導者の養成・確保が求められています。
- ② 市民が自分自身の生き方の向上を目指す生涯学習への関心や意欲はますます高まっています。
- ③ 多様な市民の学習ニーズに応え、学習活動の活性化を図るためには、講師や講座等の生涯学習情報の提供が不可欠であり、インターネットを利用した情報提供の在り方を充実していく必要があります。

具体的施策

- ① 中央公民館、地区公民館において社会教育活動で学んだ成果や、自らが学んできた知識や技能を生かすことができる様々な機会を提供するとともに、地域の生涯学習リーダーとなる人材を育成します。
- ② 様々な学習機会や地域の課題、家庭教育に関する情報など多様な情報を収集し、地域や学習者のニーズに応じた学習機会を提供します。
- ③ 年代に応じた学習ニーズや、地域課題等を検討し、中央公民館、地区公民館を中心に、市民が気軽に学び始めることができる講座の開設に努めま

す。

- ④ 中央公民館、地区公民館をはじめとする生涯学習施設については、講座の開催曜日や時間帯等、市民の学習ニーズにあった魅力あるものにしていきます。
- ⑤ 人材や情報のネットワークを構築するとともに、これらのコーディネート機能を十分に発揮していきます。
- ⑥ ICTを活用した情報提供等、生涯学習に関する多様な学習情報の提供と広報活動の推進を図ります。

事業名	内 容	担当課
行政出前講座	市民の学習活動に役立てるように市職員が講師として出向き、事業・施策等について説明を行います。	社会教育課
公民館講座及び関係団体との連携講座	市民の生涯学習の意欲を喚起し、教養、健康増進等の向上のため、学習機会の場を設けます。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11年度
行政出前講座実施回数	76回	95回
公民館講座数	204回	204回（現状維持）
視聴覚教材事業	80	95

オ 生涯学習推進体制の強化

現状と課題

- ① 地域のつながりが希薄になる中、地域活動を支えているPTA、子ども会、女性団体等をはじめとする社会教育関係団体の活動の自立、活性化が求められています。
- ② 共働きの増加やコミュニティ意識の希薄化などの理由から、社会教育関係団体の運営及び事業の担い手は減少しています。
- ③ 各団体においては、役員が単年度で交代する例が多く、長期的な視野に立った事業計画の立案や運営に関わるノウハウの継承が困難な場合があります。
- ④ 図書館では、館内外での読み聞かせを行っているボランティア団体のほか、一般読書会、学校の読み聞かせグループ等があります。また、定例会として話合いの場を図書館に置いているボランティア団体もあり、自主的に運営等を行っていますが、ボランティアの人数の確保、新たなボランティアの育成等が課題になっています。

具体的施策

- ① 社会教育関係団体の意義とその活動から得られるメリットを啓発することで、組織の充実及び強化を図ります。
- ② 図書館においては、ボランティアの定例会等への参加や読み聞かせ実技講習会等を実施するなど、様々な活動を通しボランティアの育成等を図ります。
- ③ 既存の社会教育関係団体の活性化と自立に向けた支援を進めるため、団体を対象とした研修会の充実を図ります。
- ④ 地域の方々が様々な形で気軽に活動に参加できる取組について、団体とともに検討します。

事業名	内 容	担当課
社会教育委員の会議	会議の内容充実に取り組みます。	社会教育課
生活学校・各種女性団体連合会運営支援	各種団体の活性化を図り、活動の充実を図ります。	

V 文化の薫るまちづくり

ア 文化活動の推進

現状と課題

- ① 国際社会で活躍する人材を育成し、地域の構成員としての自覚をもち地域の振興を図るため、郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。
- ② 豊かな心や感性、創造性、自主性などを育成するためには、子供の文化芸術活動を推進し、音楽や演劇等を鑑賞する機会の充実を図る必要があります。
- ③ 多くの学校では、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けています。
- ④ 文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- ⑤ 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- ⑥ 南九州美術展については、これまで県を代表する美術展の1つとして60年以上にわたり実施しており、本美術展を子供たちの芸術教育に生かせるよう、特別賞作品は市内小・中学校で巡回展示を行っています。

具体的施策

- ① 市民の文化芸術活動に接する機会の増大、地域の文化芸術団体・サークルの育成・支援、文化財の活用によるまちづくりなど、ソフト事業の充実や地域振興施策における文化的側面を重視します。また、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して、総合的な文化施策を推進します。
- ② 子供たちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- ③ 地域における文化芸術団体等と連携協力しながら、各団体に対し、情報提供・人材育成・創造活動への支援等を通じて文化振興を図ります。
- ④ 音楽を通して青少年の情操を高め、その健全育成を図るとともに文化の向上に寄与することを目的とし、日置市ジュニアオーケストラの活動を支援します。

事業名	事業内容	所管
市町村による青少年劇場事業	優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し、芸術に対する興味・関心を喚起するとともに、創造的な精神の醸成・豊かな情操の涵養に努めます。	社会教育課
日置市各種社会教育団体事業費補助金交付事業	地域における文化芸術団体等と連携協力しながら、各団体に対し、情報提供・人材育成・創造活動への支援等を通じて文化振興を図ります。	
市小中学校音楽発表会	児童生徒による音楽発表会を開催します。	学校教育課
南九州美術展	描画、版画、デザイン画等の美術作品への応募を県内の学校等に広く呼びかけ、優秀な作品を表彰します。	教育総務課

イ 地域文化の継承・発展

現状と課題

- ① 伝統と文化を尊重し、郷土への愛着や誇りを育むため、郷土教育の推進が必要です。
- ② 本市の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。
- ③ 市内には地域の自然、歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ、人々の地域で暮らす誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- ④ 市内には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。

具体的施策

- ① 貴重な伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりに努めます。
- ② 市内に伝わる郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、独自の地域文化を次世代へ継承していきます。

事業名	事業内容	所管
民俗芸能等伝承活動支援事業	市内の民俗芸能等の伝承及び保存を支援するため、活動団体等に対して交付金を交付します。また、様々な催事を広く周知することや地域の子供たちが体験を通し、地域の伝統を学ぶ機会とし、継承活性化につなげます。	社会教育課

ひおきふるさと教育 (再掲)	9年間を通して、「ひおき学」を柱に郷土の伝統文化、人物等を学習することで、児童生徒の「礼節」、「郷土愛」等の道徳性の定着を図ります。	学校教育課
-------------------	--	-------

ウ 文化財の保存・活用

現状と課題

- ① 市内には史跡など多くの文化財があり、地域や市民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- ② 文化財は、本市の歴史と文化を知る上で重要であり、本市の魅力を示すものでもあります。過疎化・少子高齢化により、その保存・管理に携わる人々も減少しています。貴重な文化財を次世代へ継承するため、市内の文化財を調査し、その保護に努めることが重要です。
- ③ 文化財を活用し、郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむ機会を創出し、文化財の価値を広く周知していく必要があります。
- ④ 文化財の愛護精神の普及と文化財の管理・継承の担い手の確保につなげるとともに、地域の振興、ひいては郷土を愛する心の醸成につなげていくことが求められています。

具体的施策

- ① 次世代に継承すべき文化財については、関係機関と連携・協力して国・県・市指定や国登録等を推進します。
- ② 歴史民俗資料館等においては、文化財や地域の歴史、自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- ③ 関係機関等と連携・協力し、学習の場としての史跡の整備を図ります。
- ④ 文化財の保存・継承活動に成果を挙げている活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- ⑤ 学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。

事業名	事業内容	所管
地域の文化財の活用	貴重な文化財を次世代へ継承するため、その保護に努めるとともに、その価値を共有できる環境を整備します。	社会教育課
指定文化財保護事業	国、県及び市が指定した文化財の補修等に要する経費を補助します。	

Ⅵ 健康で活力のあるまちづくり

ア 児童生徒の体力向上に向けての取組の充実

現状と課題

本市の体力向上の取組としては、「チェスト行けひおきっ子Ⅱ事業研究協力校区」として7中学校区から1中学校区を2年間指定し、小中連携による体力向上に向けた取組を推進しています。

具体的施策

- ① 児童生徒の体力・運動能力の的確な把握
各種調査等を活用した現況分析
- ② 児童生徒の健康・基礎体力の定着
各種調査における現況分析を元にした体育的諸活動の創造
- ③ 運動部活動の適正な活動推進
モデル事業分析及び今後の運営方針の策定
- ④ 基本的な生活習慣の確立
「早寝・早起き・朝ご飯」の積極的な取組
- ⑤ 校内安全点検、通学路の安全点検、校区内危険箇所点検の実施
学校運営協議会等も活用した通学路及び校区内危険箇所の状況把握
- ⑥ 栄養教諭の授業への参加による「食に関する指導」の充実
栄養指導や歯磨き指導等の積極的な実施

事業名	事業内容	所管
体力・運動能力調査	児童生徒の体力・運動能力の調査を実施します。	学校教育課
モデル地域指定	体力向上に係る研究の充実に努めます。	
保健主任・養護教諭研修会	諸連絡等の確認及び研修の充実を図ります。	

数値等目標

内容	日置市の現況値 (R 5 年度)	日置市の目標値 (R 11年度)
体力・運動能力調査	—	全年齢・全項目全国平均を上回ることを目指すこと

イ 生涯スポーツの推進

現状と課題

スポーツ基本法が平成23年8月に制定され、新たな方針として示された「する・観る・支える」スポーツの推進や数値目標達成に向け、市民がいつでも、どこでも、誰とでも個々の適性に応じた生涯スポーツに親しみ、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かな活力ある社会を目指して、生涯スポーツの推進に取り組んでいます。

具体的施策

- ① スポーツに対し「する」、「観る」、「支える」など、市民が健康で明るい「生涯スポーツ社会」を築けるようスポーツ活動や健康づくりへの取組を推進し、日常的なスポーツの場として市民が主体的に取り組めるスポーツ環境を整備します。
- ② スポーツ教室を開催し、多くの市民が参加できるように健康づくりの場の提供を充実します。
- ③ 研修会への積極的参加や保健、福祉等の他部局と連携を図りながら市民の体力向上や健康の保持増進に努めます。
- ④ スポーツ推進審議会を開催し、生涯スポーツの振興のための協議を進めます。
- ⑤ スポーツ推進委員の組織充実を図り、研修会への積極的参加による質の高い指導者の養成を図ります。
- ⑥ 学校体育施設開放事業の推進及び利用促進を図ります。
- ⑦ 地域のスポーツ活動拠点となるコミュニティスポーツクラブ「チェスト伊集院」の活動を支援します。
- ⑧ 市長部局担当課と情報共有を図り、市民の健康増進に寄与します。

事業名	内 容	担当課
スポーツ教室事業	市民の体力づくり・健康づくりを目的とした教室を実施します。	社会教育課
スポーツ推進委員育成事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する専門的知識や技能及び指導力の向上を図ります。	
学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放しスポーツの場を提供します。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11年度
学校体育施設利用団体	69団体	74団体

ウ 日置市スポーツ協会の育成及び競技力の向上

現状と課題

本市出身のスポーツ選手が全国大会等で活躍することは、市民に夢と感動と活力を与えるとともに、子供たちの健全育成に寄与します。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させることや競技部の活動を充実させるためにも、競技力向上及び指導者育成に努めていく必要があります。

具体的施策

- ① 競技団体や関係機関との連携を図り、競技者の裾野を広げるとともに競技力向上に努めます。
- ② 地域スポーツ協会及び日置地区スポーツ協会と連携を図り、日置市スポーツ協会組織を充実させるとともに、各種競技団体においても組織強化を図ります。
- ③ 各種スポーツイベントを開催し、スポーツに対する関心を高めます。
- ④ 県民スポーツ大会日置地区選考会、県民スポーツ大会及び各種駅伝競走大会開催に伴う運営について積極的にバックアップします。
- ⑤ 地元プロスポーツチームと連携を図り、競技指導やスポーツ教室等を開催することにより、競技人口の拡大及び競技力向上を目指します。

事業名	内 容	担当課
日置市スポーツ協会事業	各種競技団体等と連携し、競技力向上や指導者育成に努めます。	社会教育課

エ スポーツ少年団の充実

現状と課題

- ① スポーツ少年団活動は、子供たちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、体力の向上や継続的な運動習慣が身に付くことで子供たちの健全育成が図られるほか、地域社会とのつながりを深めることができます。
- ② 少子化に伴う団員の減少及び単位少年団の減少と指導者不足などの問題が生じています。

具体的施策

- ① スポーツ少年団の登録促進のための募集チラシ等を作成し、多くの子供たちへの加入促進及び組織強化を図ります。また、各種研修会への参加を促し、母集団、指導者及びリーダーの育成と資質向上を目指すことにより、指導者による暴言、暴力、各種ハラスメント行為が起こらぬよう努め、子供たちの心と体の健やかな育成を図ります。

- ② 兄弟都市である関ヶ原町のスポーツ少年団との交流を図り、相互の親睦を深め子供たちの健全育成を図ります。
- ③ 県・地区スポーツ少年団競技別交歓大会や交歓交流大会への積極的な参加を促し、相互の友好親善を深めるとともに、体力の向上を図ります。
- ④ 日置地区スポーツ少年団連絡協議会の充実を図ります。
- ⑤ スポーツリーダー養成講習会兼少年団認定員講習会及び再講習会への参加を促進します。
- ⑥ 体力テスト、ボランティア活動を実施します。

事業名	内 容	担当課
スポーツ少年団競技別交歓大会、交流事業	競技種目ごとの交歓大会の実施や種目を問わず参加できる交流大会を実施します。	社会教育課
体力テスト、ボランティア活動事業	スポーツ少年団員のスポーツテストやボランティア活動を実施します。	
関ヶ原町・日置市スポーツ少年団親善交流事業	兄弟都市である関ヶ原町のスポーツ少年団との交流を図り、相互の親睦を深め、青少年の健全育成を図ります。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11 年度
スポーツ少年団数	33 団	35 団

オ 社会体育施設等の充実

現状と課題

- ① 体育施設及び都市公園運動施設は、仲間づくり、体力づくり、健康づくりの場として市内外の住民に利用されています。
- ② 市内の宿泊施設や日置市施設利用促進協会と連携を図り、スポーツキャンプ、合宿を受け入れています。
- ③ 施設の老朽化等に伴う年次的な施設改修の必要があります。

具体的施策

- ① 日置市公共施設等総合管理計画並びに日置市公共施設活用計画及び個別施設計画に基づき、社会体育施設等の適正な維持管理を図ります。
- ② スポーツキャンプ・合宿の誘致や妙円寺詣り行事大会、みんなのYUM Eタイムトライアル、流鏑馬行事大会等のスポーツイベントを実施し、スポーツ観光の振興を推進し、交流人口の増加を目指します。
- ③ 市内体育施設へのネーミングライツ事業を推進し、施設の維持管理経費の削減を図ります。

事業名	内 容	担当課
妙円寺詣り行事大会	郷土の伝統美風の伝承を図るとともに、スポーツ大会実施により健康増進及び体力向上を図ります。	社会教育課
流鏝馬行事大会		
みんなのY U M E タイムトライアル	だれでも気軽に参加できるランニングイベントを開催し、スポーツを楽しむ機会の提供に努めます。	

数値等目標

内容	R 5 年度	R 11 年度
社会体育施設利用者数	607,675 人	610,000 人

VII 地球的な環境課題への対応

ア 環境教育の充実

現状と課題

- ① エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題です。教育基本法においても、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- ② 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、ゴミの分別やリサイクル活動、環境美化活動等、体験的な活動を実施しています。

具体的施策

- ① 学校教育における「環境教育」の位置付け
地域素材を活用した「環境学習」の推進
- ② ゼロカーボン・シティに向けた実践及び取組
特色ある教育活動や環境教育の中で話題に取り上げ、関係機関の派遣事業等も考慮しながら充実に図る。

事業名	事業内容	所管
ひおきふるさと教育 (再掲)	持続可能な開発目標（SDGs）における「ゴール7：環境の持続可能性確保」の視点に立った環境教育を推進します。	学校教育課
環境学習ブック	身近な場所にある自然を探究する活動を通して、環境問題に気づき、それを調べることで原因を考え、解決するためにどうすれば良いか学びます。	
清掃工場等の社会科 見学推進	清掃工場や再生可能エネルギー関連施設の社会科見学を推進します。	

数値等目標

環境学習を全学校で実施します。

イ 学校施設の地球温暖化への対応

現状と課題

- ① 近年の温暖化の影響とみられる気温上昇に対処するため、学校施設の特別教室への空調設備の設置を計画的に整備する必要があります。
- ② 学校施設の照明設備については、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯の製造及び輸出入が、令和9年末までに廃止されることから、学校施設照明を計画的にLED化する必要があります。

具体的施策

- ① 小・中学校の特別教室に空調設備を計画的に設置します。
- ② 小・中学校の照明をＬＥＤ化します。

事業名	内 容	担当課
特別教室空調設置事業	小・中学校の特別教室に空調設備設置	教育総務課
学校施設ＬＥＤ化改修事業	小・中学校施設の照明をＬＥＤ化	

数値等目標

内容	R 5 年度（現況値）	R 11 年度
特別教室空調設置率	0%	100%
ＬＥＤ化率	29%	42%

ウ 災害時における避難対策の充実

現状と課題

- ① 地球温暖化の影響と見られる自然災害などを想定し、全小・中学校で避難計画を作成し、避難訓練等を実施しています。
- ② 原子力災害については、※ＵＰＺ圏内の小・中学校で対応マニュアル及び避難計画を作成しています。
- ③ 市長部局と連携を図った避難計画等の作成が必要です。

※ＵＰＺ 原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の段階から屋内退避などの防護措置を行う緊急防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね 5 km から 30 km 圏。

具体的施策

- ① 避難計画・避難訓練の見直しを全小・中学校で行います。
- ② 学校安全マニュアルを点検し、実態に即した改定を行います。
- ③ ＵＰＺ内の小・中学校で、原子力災害の避難計画を作成し、引き渡し訓練等を計画的・継続的に実施し、より実効性の高いものにしていきます。

事業名	内 容	担当課
学校安全マニュアルの随時改定及び点検の実施	様々な自然災害やその他の災害を想定した学校安全マニュアルの改定や定期的な点検を実施します。	学校教育課

数値等目標

内容	R 11 年度までに
原子力災害を想定した避難訓練の実施率	100%

第4章 計画の推進

1 計画推進の概要

平成19年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を一部改正し、教育委員会において、毎年教育行政事務に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果について報告書を議会に提出し、公表することが規定されました。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第26条 教育委員会は、毎年その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成27年4月1日 改正法施行）

国では、「結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもの」としており、本市教育委員会では、こうした趣旨に照らし、教育施策の点検・評価を住民に解りやすく明確に示す意味からも、本計画内の施策における全事業を点検・評価します。

2 具体的な推進

本計画の具体的施策は33施策あり、計画期間の5年の間に全ての施策について1回以上の点検・評価を行い、重要な施策については、毎年実施するなど重点的に点検・評価を行います。

また、PDCAサイクルによる点検・評価を基本とし、各年度に実施された点検・評価結果、国の制度改正等により計画内容に変更が必要な場合には、市教育振興基本計画検討委員会へ諮問し、計画を変更します。

※毎年実施する重点的に点検・評価を行う事業

施策の方向性	具体的施策
I 魅力ある学校づくり	学力向上に向けての取組の充実
VI 健康で活力のあるまちづくり	体力向上に向けての取組の充実

日置市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成20年12月25日
教育委員会告示第26号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する計画（仮称：日置市教育振興基本計画）を策定するため、日置市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、日置市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）から諮問された事項を審議し、その結果を教育長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育について識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

日置市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	日置市校長会	会 長	波戸 三幸	副会長
2	日置市社会教育委員の会	議 長	中木屋 豊	
3	鹿児島県教育委員会 鹿児島教育事務所	指導課長	床並 伸治	
4	日置市PTA連絡協議会	会 長	元山 寿哉	
5	日置市地域女性連絡協議会	会 長	南田ヤエ子	
6	学識経験者（鹿児島純心大学）	教 授	牧原 勝志	会長



